

「自治会活動支援事業」「コミュニティ活動支援事業」それぞれの事業目的の詳細

市民交流部 市民協働推進課

1 自治会活動支援事業

(1) 事業目的

自治会活動への支援を行うことにより、自治会組織の育成及び自治会活動の促進を図り、もって豊かな地域社会を形成することを目的とする。

(2) 事業概要

ア 自治会補助金を交付し、自治会組織の育成及び活動促進を図る。なお、令和5年度まで、連合体等に加入等していない自治会には補助金の7割を交付していたが、令和6年度からは連合体等の加入等の有無に関わらず全自治会に補助金の10割を交付する。

イ 自治会の連合体が実施する研修事業等に補助金を交付し、自治会活動の活動促進を図る。

ウ 自治会加入率の向上に向けて、自治会発足等に係る相談対応や自治会加入チラシの配布等を実施する。

2 コミュニティ活動支援事業

(1) 事業目的

まちづくり協議会の活動を支援することにより、地域の様々な活動団体の連携及び協力を図り、もって地域社会における自治意識と連帯感を醸成し、地域課題の解決の促進に資することを目的とする。

(2) 事業概要

ア まちづくり協議会の活動に対して補助金を交付し、地域課題の解決の促進を図る。

イ まちづくり協議会の定例会に出席し、地域の活動状況や課題の把握に努める。

ウ まちづくり協議会代表者交流会を開催し、情報共有や意見交換を行う。

エ 地域ごとのまちづくり計画を協働で推進するための仕組みに基づき推進する。